

岩倉市の人事行政の運営等の状況について

岩倉市の人事行政を運営していく上で、より公正で透明性を高めていくために、「岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成27年度の職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件などについてお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成27年4月2日～平成28年4月1日採用）

事務職	技術職	保育職	消防職	合計
16人	2人	2人	3人	23人

(2) 採用試験の実施状況と採用状況

試験区分		応募者数	採用者数
事務職	大学卒	270人	14人
	短大卒	15人	0人
事務職 (障害を有する者)	大学卒	1人	1人
	短大卒	1人	1人
技術職	大学卒	11人	2人
	短大卒	0人	0人
保育職	大学卒	7人	0人
	短大卒	9人	2人
消防職	大学卒	39人	2人
	短大卒	14人	1人
合計		367人	23人

(3) 職員の退職の状況

職種	退職理由				合計
	定年退職	早期退職	普通退職	その他 (死亡・免職等)	
事務職	3人	2人	6人	—	11人
技術職	—	1人	2人	—	3人
保育職	2人	—	2人	—	4人
児童厚生員	—	1人	—	—	1人
消防職	1人	—	1人	—	2人
技能労務職	1人	—	—	—	1人
合計	7人	4人	11人	—	22人

※ 技能労務職…環境員、調理員

(4) 職員の昇任及び降任の状況（平成27年4月2日～平成28年4月1日）

昇 任					降 任
部長級	課長級	主幹級	統括主査	主査	
2人	5人	6人	9人	7人	—

(5) 職員数の状況

◆職種別職員数

(各年4月1日現在 単位：人)

区分 職種	平成27年	平成28年	増 減	区分 職種	平成27年	平成28年	増 減
	事務職	176	177		1	作業療法士	1
技術職	25	26	1	歯科衛生士	1	1	0
保育職	56	54	▲2	栄養士	1	1	0
児童厚生員	11	10	▲1	消防職	48	49	1
保健師	13	13	0	技能労務職	25	24	▲1
看護職	4	4	0	合 計	361	360	▲1

※ 小牧岩倉衛生組合派遣職員（2人）を除いています。

◆部門別職員数

(各年4月1日現在、単位：人)

部 門		平成27年	平成28年	増 減
普 通 会 計	議 会	4	4	0
	総 務	57	56	▲1
	税 務	19	19	0
	農 林 水 産	5	5	0
	商 工	5	5	0
	土 木	25	28	3
	民 生	113	111	▲2
	衛 生	33	33	0
	教 育	30	29	▲1
	消 防	49	50	1
計	340	340	0	
公 営 企 業 等	水 道	6	5	▲1
	下 水 道	3	3	0
	そ の 他	12	12	0
	計	21	20	▲1
合 計	361	360	▲1	

※ 小牧岩倉衛生組合派遣職員（2人）を除いています。

(6) 再任用職員の状況

再任用職員とは、定年退職者等について、その能力、経験を考慮し、公務の能率的運営及び高齢者雇用の推進等のため、改めて採用される職員。

(各年4月1日現在)

区分	平成27年	平成28年	増減
再任用職員(短時間勤務)	15人	15人	0人
再任用職員(常勤)	2人	0人	▲2人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(平成27年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	26年度の 人件費率
14,727,993千円	2,667,275千円	18.1%	18.6%

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

(平成27年度普通会計決算)

職員数 [A]	給与費				1人当たり給与費 [B/A]
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 [B]	
374人	1,106,983千円	233,386千円	423,411千円	1,763,780千円	4,715千円

※ 再任用職員14人含む。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
岩倉市	288,096円	351,152円	35.9歳	279,065円	309,249円	41.1歳

※1 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※3 一般行政職とは、税務職・企業職・消防職・栄養士・保健師・看護職・保育職・技能労務職を除いた職です。以下の(5)、(6)においても同様です。

◆ラスパイレス指数

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表すラスパイレス指数があります。岩倉市のラスパイレス指数は、次のとおりです。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
102.5	110.8 (102.4)	110.9 (102.5)	102.2	101.9

※ () 内は、国家公務員の給与改定特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(4) 職員の初任給の状況

(平成28年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	183,300円	160,200円	149,000円

(5) 職員の経験年数・学歴別平均給料月額状況

(平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	261,255円	333,883円	388,374円
	短大卒	X	—	349,395円

※ 個人が特定される項目については公表しません(2人以下の項目はXで表記)

(6) 級別職員数の状況

(平成28年4月1日現在)

行政職(一)給料表

等 級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		人	%	職 名	
1 級	定型的な業務を行う職務	30	8.9	主事補	19
				技師補	2
				保育士	4
				消防士	5
				計	30
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	122	36.2	主事	62
				技師	10
				保育士	22
				消防士	4
				消防副士長	12
				消防士長	6
				児童厚生員	3
				保健師	1
				看護師	1
				栄養士	1
計	122				
3 級	主任の職務	60	17.8	主任	40
				主任保育士	5
				消防士長	7
				主任保健師	3
				主任看護師	3
				主任作業療法士	1
				主任歯科衛生士	1
				計	60
4 級	主査の職務	25	7.4	主査	11
				消防士長	1
				主査保育士	7
				主査保健師	6
				計	25

5 級	統括主査の職務	45	13.3	統括主査	32
				統括主査保育士	7
				消防司令補	5
				統括主査保健師	1
				計	45
6 級	主幹の職務	25	7.4	主幹	8
				清掃事務所長	1
				消防司令	5
				学校給食センター所長	1
				図書館長	1
				子ども発達支援施設所長	1
				児童館長	1
				保育園園長	7
				計	25
7 級	課長及び専門員の職務	23	6.9	課長	18
				指導保育士	1
				消防司令	2
				議会事務局長	1
				監査委員事務局長	1
8 級	部長の職務	7	2.1	部長	6
				消防司令長	1
総 合 計		337	100	337	

行政職(二)給料表

等 級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		人	%	職 名	人
1 級	労務作業職員の職務	0	0		0
2 級	技能労務職員の職務	1	4.3	調理補助員	1
				計	1
3 級	高度な技能又は経験を必要とする技能労務職員の職務	6	26.1	環境員	2
				調理員	2
				調理員兼自動車運転手	2
				計	6
4 級	特に高度な技能又は経験を必要とする技能労務職員の職務	14	60.9	環境員	4
				調理員	10
				計	14
5 級	労務作業職員及び技能労務職員を直接指揮監督する技能労務職員の職務	2	8.7	主任環境員	1
				主任調理員	1
				計	2
総 合 計		23	100	23	

(7) 職員手当の状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	内 容		
期末・勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225 月分 (0.65 月分)	0.75 月分 (0.325 月分)
	12 月期	1.375 月分 (0.8 月分)	0.85 月分 (0.375 月分)
	計	2.6 月分 (1.45 月分)	1.6 月分 (0.7 月分)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 () 内は再任用職員に係る支給割合です。		
退職手当	支給率	普 通	応募認定・定年
	勤続 20 年	20.44500 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.14500 月分	34.58250 月分
	勤続 35 年	41.32500 月分	49.59000 月分
	最高限度額	49.59000 月分	49.59000 月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~15%加算)		
	1 人当たり平均支給額 (平成 27 年度実績) 普通退職 6,024 千円 応募認定・定年退職 22,500 千円		
地域手当	支給率	6%	
	国の制度 (支給率)	6%	
	支給対象職員数	360 人	
	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額	166,151 円	
特殊勤務手当	支給職員 1 人当たり平均支給年額	31,030 円	
	手当の種類 (手当数)	10 種類	
時間外勤務手当	支給総額	69,997,243 円	
	支給職員 1 人当たり平均支給年額	242,204 円	
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 (配偶者のない場合の 1 人目は 11,000 円) 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算		
住居手当	借間・借家 12,000 円を超える家賃の額に応じ、最高 27,000 円		
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じ、最高 55,000 円 交通用具利用者 通勤距離に応じ、2,000 円~31,600 円 交通機関と交通用具の利用者 上記の合計額、最高 55,000 円		
管理職手当	部長職 70,800 円 課長職 54,000 円 (55 歳を超える職員は 1.5%減額) 主幹職 39,700 円		

※ その他に、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当などがあります。

(8) 特別職の報酬等の状況

	区分	月額	期末手当 (平成 27 年度)
給料	市長	989,000 円	6 月期 1.475 月分
	副市長	816,000 円	12 月期 1.675 月分
報酬	議長	512,000 円	計 3.15 月分
	副議長	462,000 円	加算措置 有
	議員	431,000 円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

区分	勤務時間等
1日当たりの勤務時間	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで 休憩時間 1時間
1週間当たりの勤務時間	38時間45分

※ 消防署等出先機関では、交替制勤務など変則勤務職場もありますが、週38時間45分を原則として勤務の割り振りをしています。

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇があります。

- ・年次有給休暇…1年度ごとに20日間（最大20日間を翌年度に繰り越し）
- ・病気休暇…職員が負傷又は疾病のため療養する必要があるため、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる期間
- ・特別休暇…特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められ、その事由により期間は異なります。
- ・介護休暇…職員が同居している配偶者、父母、子などで負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために勤務しないことが相当である場合に認められ、連続する6月の期間内において必要と認められる期間。この休暇については無給です。

◆特別休暇の種類・日数

休暇の種類・概要	付与日数
選挙権その他の公民としての権利を行使するための休暇	必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄等の提供希望者又は提供者として、検査、入院等が必要な場合の休暇	必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合の休暇	1年において5日
結婚休暇	5日
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合は14週間）
産後休暇	8週間
生後1年に達しない子の保育のために授乳等を行う場合の休暇	1日2回、30分以内
職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	2日
職員の妻が出産する場合で、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合、14週間）前の日から出産の日以降8週間を経過する日までの期間中、当該出産に係る子、又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のための休暇	当該期間内に5日
小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇	5日
日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）
忌引休暇	親族に応じ1日～10日 例：配偶者 10日 父母 7日

休暇の種類・概要	付与日数
父母の追悼のための特別な行事のための休暇	1日
夏期休暇	7月から9月までの期間に5日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合の当該住居の復旧作業等のための休暇	7日
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合の休暇	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間
生理休暇	2日以内でその都度必要と認められる期間
リフレッシュ休暇	勤続15年 2日 勤続25年 3日

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

1人当たりの平均取得日数	8.35日
--------------	-------

※ 継続勤務者のみ。

(4) 育児休業等の取得状況

区分	概要	男性	女性
育児休業	3歳に満たない子を養育するために、1日の勤務時間の全部を勤務しないことができる制度。	0人 (0人)	16人 (5人)
部分休業	小学校就学前の子を養育するために、1日の勤務時間の一部（正規の勤務時間の始めと終わりに2時間を限度）について勤務しないことができる制度。	0人 (0人)	3人 (1人)

※ ()内は、平成27年度に新たに育児休業等を取得した職員数（内数）

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	1人	—
職に適格性を欠く場合	—	—	—	—
定数改廃又は予算の減少の場合	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—

(2) 懲戒処分

職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及して行う処分であり、公務における規律と秩序を維持することを目的としています。

処分事由	戒告	減給	停職	免職
給与・任用に関する不正	—	—	—	—
一般服務違反	—	—	—	—
一般非行	—	2人	1人	—
収賄等	—	—	—	—
道路交通法違反	—	—	—	—
監督責任	5人	3人	—	—

5 職員のサービスの状況

職員は、地方公務員法により信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務規定、禁止規定が定められています。平成 27 年度においては、新規採用職員研修等の実施により、職員の服務規律の確保に努めました。

(1) 職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めのある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第 35 条）。岩倉市における「特別の定め」は、「岩倉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」において、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他市長が定める場合には、職務専念義務を免除することができるとしています。

承認件数	169 件（人間ドック）
------	--------------

(2) 営利企業等従事許可の状況

職員は、営利企業等に従事する場合には任命権者の許可を受けなければなりません。

区分	許可件数
会社等の役員等の地位を兼ねるもの	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	1 件
報酬を得て事業、事務に従事するもの	32 件（消防団員等）
計	33 件

※ 平成 27 年度に許可をした状況

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

地方分権改革が進展し、地方自治体の自己決定権がより大きくなりつつある中で、変革の時代に対応し、厳しさの克服に進んで取り組むことのできる職員を育成するために、政策形成能力、企画・創造的能力及び問題解決能力の向上、公務員倫理の充実等を重点目標として各種研修を実施しました。

◆部門別研修の実施状況

区分	主な研修内容	人数
独自研修	新規採用職員研修、タイムマネジメント研修、自己管理研修、業務改善運動、岩倉市役所コンシェルジュ研修、コーチング研修、情報公開・個人情報保護研修、法制執務研修、普通救命講習、安心して暮らせるまちづくりを考える研修、プレゼンテーション研修、職員講演会、評価者研修、メンタルヘルス研修など	980人
派遣研修	(公財)愛知県市町村振興協会研修センター、尾張五市二町研修協議会、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、自治大学校、日本経営協会、(一財)地域活性化センターなどへの派遣研修	270人
合 計		1,250人

※ 人数は、述べ人数です。

(2) 勤務成績の評定の概要

地方公務員法の規定に基づき、公正な人事管理の確立、職員の資質向上及び意識の改革を図るために、管理職を対象に勤務評定を実施し、勤勉手当の成績率に反映させています。

概要	評定の時期	対象者数
部長級、課長級、主幹級による勤務成績評定を行い、AからEまでの5段階で評価	6月1日	6月期 46人
	12月1日	12月期 54人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理事業の状況

区分	受診者数
定期健康診断	178人
人間ドック	169人
産業医による健康相談	39人

(2) 共済制度

職員の福祉向上と生活の安定を図るため、愛知県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合では、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係等）、福祉事業（健康保持増進事業等）を行っています。

共済組合負担金	執行額	1人当たりの負担額
	338,302,512円	929,402円

(3) 職員互助会

会員（職員）相互の共済及び福祉の増進のために、職員互助会を設置しています。

互助会負担金	2,569,555 円 ※会員掛金：市負担金=1：1（給料月額×1/1000+300 円）
会員数	364 人
主な事業内容	共済給付事業…結婚・死亡など慶弔に係る給付、旅行補助金など 福利厚生事業…レクリエーションの実施、人間ドック助成など

(4) 職員の災害補償

区分		公務災害	通勤災害
認定件数	傷病	4 件	0 件
	死亡	0 件	0 件
地方公務員災害補償基金負担金		2,732,282 円	

8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置されており、その主な権限は次のとおりです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。
- ・職員の苦情を処理すること。

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件
苦情処理	0 件